

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
3月6日
(火曜日)

目 次

- 規則
山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則(中山間地域づくり推進課)……………一
- 告示
解除予定保安林(下関市)(森林整備課)……………一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………一
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)……………二
道路の区域の変更(道路整備課)……………二
道路の供用の開始(道路整備課)……………二
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二
○教委規則
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
○人委公告
平成三十年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施……………一
平成三十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施……………一四

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月六日



山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第一号

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則(平成十八年山口県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一号中「厚狭郡王喜村及び吉田村」を「厚狭郡吉田村」に改め、「豊浦郡豊東村」の下に「岡枝村」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



山口県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊田町大字萩原字今道二四の三(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養及び干害の防備
 - 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第四百五十二号(三に係るものに限る。))に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度
立木の伐採の限度を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

柳井市伊保庄字山ノ神九六九の一、九六九の四、九七〇の一、九七〇の三、九七〇の四、九七二、九七四、一〇九七四の一、一〇九七四の六から一〇九七四の八まで、一〇九七四の一〇から一〇九七四の一九まで、一〇九七四の二四から一〇九七四の二七まで、一〇九七四の二九、字星島一〇二八、一〇三〇、一〇三二、一〇三四、一〇四七一、字奥原二二一四、二二一五の一、一〇八四三の一、一〇八四三の二、一〇八四六から一〇八四八まで、二二八五九の一から二二八五九の四まで、字早山三九五四、三九五六の二、一一七六三、字長島一〇四五九、一〇四六一、字大星一一六四一の二、一一六四一の八、一一六四一の二二、一一六四一の二四、一一六四一の三一、一一六四一の三三、字楠一一七九五の三、字大見山一二六八六の一、一二六八六の一〇から一二六八六の一五まで、柳井字恥神四五一〇、四五一二、一〇八九三、一〇八九六、阿月字阿月一〇九九一の二

熊毛郡上関町大字室津字大深山一〇二九八の五、一〇二九八の一、一〇二九九の一、一〇二九九の二、一〇三〇〇、一〇三〇〇の二、一〇三〇一、字大平山一〇二九八の一八から一〇二九八の二〇まで、一〇二九八の二五、字船越一〇三四四の四、一〇三四四の五八

熊毛郡平生町大字佐合島字松葉二九〇、五六六の二、大字佐賀字西ヶ原五一二の一、一一一八、一一一九の二から一一一九の三まで、一一二〇の二、一一七〇、字赤井一一二二、一一三〇、一一三二の三、大字平生村字湯山一二五九・一二五九の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

柳井市伊保庄字早山一一七六三・字楠一一七九五の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

熊毛郡上関町大字室津字大深山一〇三〇〇(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成三十年度において県が発注する建設工事等(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約(地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。))に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。))に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。))及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。))の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 建設工事等

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。))

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十

九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関する工事に係るもの（以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。）

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者（以下「建設業者」という。）で、平成二十八年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

- (1) 土木一式工事 九百
- (2) 建築一式工事 八百
- (3) とび・土工・コンクリート工事 七百五十
- (4) 鋼構造物工事 七百五十

2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。）で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

(1) 経営規模

ア 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高

イ 審査基準日の属する事業年度の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額

ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数

(2) 経営状況

ア 基準決算における流動比率

イ 基準決算における自己資本固定比率

ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率

(3) 職員の資格取得状況

(4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(6) 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

(7) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無

(8) やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無

(9) 会社の合併の有無

(10) その他の事項

申請日までの営業年数

(二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成三十一年三月三十一日までとする。ただし、七(二)の申請の継続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 県外に主たる営業所を有する建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント（建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。）にあつては登録証明書又は登録通知書の写し

2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表（別記第二号様式）

3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書（別記第三号様式）

4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書（別記第四号様式）

5 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

6 個人にあつては、成年被後見人等に該当しない旨の誓約書（別記第五号様式）

7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係

る総合評定値通知書の写し

8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表

9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(4)又は(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し

10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

12 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(8)に定めるやまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けた者にあつては、やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し

13 暴力団排除に関する誓約書(別記第十三号様式)

14 その他知事が特に必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十九年財務省告示第三百四十八号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体の特例

建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第七号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

六 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第十号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

(一) 商号又は名称

(二) 代表者の氏名

(三) 営業所の名称、所在地又は電話番号

(四) 県内の営業所の新設又は廃止

(五) 代理人

七 その他

(一) 特定調達契約により平成三十年において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成三十年中に平成三十一年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三―三六二九)にすること。

別記

第1号様式 (その1)
(建設業者の場合)

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊦

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	工事業 許可 号
入札参加を希望する業種	年 月 日	工事業

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第1号様式 (その2)

(測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査業者及び補償関係コンサルタントの場合)

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊦

登録を受けている事業	登録年月日	登録年月日	登録年月日
測量業者	第 号 年 月 日登録	不動産鑑定業者	第 号 年 月 日登録
建設コンサルタント	第 号 年 月 日登録	建築士事務所	第 号 年 月 日登録
地質調査業者	第 号 年 月 日登録	土地家屋調査士	第 号 年 月 日登録
補償コンサルタント	第 号 年 月 日登録		

公共測量業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
貴県所管に係る土木関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営業所一覧表

営業所			
名称	許可を受けている建設業又は登録を受けている事業	所在地	電話番号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計			

記入要領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
 - 2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号の記載要領の6の表中の（ ）で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

公共測量等経歴書

(公共測量等の種類)

注文者	元請又は下請の区別	公共測量等の名称	公共測量等を行う場所のある都道府県名	委託料の額 (消費税込み)	着手年月	
					完成(完成予定)年月	年月
				千円	年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月

記入要領

- 1 この表は、公共測量等の種類ごとに作成すること。
 - 2 この表は、直前2年間の主な完了した公共測量等及び直前2年間に着手した主な未了の公共測量等について記入すること。
 - 3 下請に係る公共測量等については、「注文者」欄は直接注文した者の商号又は名称を記入し、「公共測量等の名称」欄は下請に係る公共測量等の名称を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

技 術 者 経 歴 書

(公共測量等の種類)

氏 名	生 年 月 日	最終学校		法令による免許等		実 務 経 歴	経 験 年 月 数
		学校名	専 攻 学 科 名	名 称	取得年月日		
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月

記入要領

- 1 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別業とすること。
 - 2 「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること（例…〇〇大学土木工学科）。
 - 3 「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法令又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記入すること（例…〇〇建築士等）。
 - 4 「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粋に公共測量等に従事した職種及び地位を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

成年被後见人等に該当しない旨の誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

㊟

私は、成年被後见人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式（その1）

（経常建設工事共同企業体の場合）

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 （共同企業体の代表者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊦

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成				
員				
希望する工事種別				
希望する工事場所				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式（その2）

（特定建設工事共同企業体の場合）

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 （共同企業体の代表者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊦

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称		許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成				
員				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式 (その3)

(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

記

共同企業体の名称	登録を受けている事業	登録番号	登録年月日
構 成 員	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 測量業者等
変 更 事 項	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 山口県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊦

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋
(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどとして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。
- 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用人」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

山口県知事 村岡 政

道路の種類 県道
路線名 三田尻港徳地線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	旧	新		
防府市戎町二丁目一三六四の一地从 から 同市宮市町三三〇地先まで	最狭 二〇・四	最狭 一九・二	一一三・二	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

山口県知事 村岡 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 三田尻港徳地線	防府市戎町二丁目一三五四地先から 同市宮市町一五五の三地先まで	平成三十年三月七日

山口県告示第七十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成三十年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
東金剛山(1)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一
号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
周 南 市	徳 山 奥 迫		一〇〇三の三 一〇〇三の六 五三九六 五三九六 五三九六 一〇〇二 五四〇三の一〇 五四〇三の一〇 五四〇三の二一 五四〇三 五四〇二の一九 五四〇二の一五	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
 る。

平成三十年三月六日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十年山口県教育委員会規則第
 四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。



公 告

平成三十年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）の実施
 平成三十年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。
 平成三十年三月六日
 山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都 府 県 名	採 用 予 定 人 員
山口県	四十七人程度
東京都 大阪府	六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交
 通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受験資格
山口県	昭和六十年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和五十八年五月十五日から平成九年四月一日までに生まれた男性で、大学の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者
大阪府	昭和六十年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時

平成三十年五月十三日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 3 場所

下関市 山口県下関警察署
山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

周南市 山口県周南総合庁舎

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

1 方法及び内容

- (1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
- (3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。
- 2 日時及び場所

適性検査及び論文試験

(1) 日時 平成三十年六月九日(土曜日)

(2) 場所 山口県総合交通センター

体力検査

日時 平成三十年六月十日(日曜日)又は同月十一日(月曜日)のいずれ

かで、山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日 時 平成三十年六月十一日(月曜日)から同年七月八日(日曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成三十年五月二十三日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十年七月下旬までに当該都府から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成三十年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示すると

ともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、東京都及び大阪府の合格者については、平成三十年十一月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額二十一万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年三月六日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年三月六日(火曜日)から同年四月二十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成三十年三月六日(火曜日)午前九時から同年四月十三日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三三四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成三十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成三十年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成三十年三月六日

山口県人事委員会

- 一 採用予定人員
六人程度
- 二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成三十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び技能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
平成三十年五月十三日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 3 場所
下 関 市 山口県下関警察署
山 口 市 山口県立大学
周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成三十年六月九日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成三十年六月十日(日曜日)又は同月十一日(月曜日)のいずれか、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成三十年六月十一日(月曜日)から同年七月八日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわからず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成三十年五月二十三日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一

階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格

者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成三十年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントラン

スホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知

します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委

員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十一年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十一万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成三十年三月六日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成三十年三月六日(火曜日)から同年四月二十日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成三十年四月二十日までの消印のあるものに限りません。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年三月六日(火曜日)午前九時から同年四月十三日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。